

玄海 3 号機に係る使用前検査申請書の変更内容及び
共用設備の使用承認申請書の内容について

1. 玄海 3 号機使用前検査申請書

○ 検査を受けようとする期日

	変更前	変更後
一号検査	自 平成 29 年 9 月 11 日 至 平成 30 年 1 月	自 平成 29 年 9 月 11 日 至 平成 30 年 1 月 <u>24 日</u>
三号検査	自 平成 29 年 9 月 14 日 至 平成 30 年 2 月	自 平成 29 年 9 月 14 日 至 平成 30 年 2 月 <u>15 日</u>
四号検査	平成 30 年 3 月	自 平成 30 年 3 月 <u>5 日</u> 至 平成 30 年 3 月 <u>16 日</u>
五号検査	平成 30 年 4 月	自 平成 30 年 4 月 <u>23 日</u> 至 平成 30 年 4 月 <u>24 日</u>

[使用前検査の検査事項]

- 一号検査：構造、強度又は漏えいに係る検査ができる状態になった時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する
- 二号検査：蒸気タービンの車室の下半分の据付が完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時に、材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する
- 三号検査：原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する
- 四号検査：原子炉の起動を開始することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する
- 五号検査：定格出力運転時に、発電所の総合的な性能を確認する

2. 玄海 4 号機の工事計画に記載の 3, 4 号機共用設備の使用承認申請書

平成30年4月24日から4号機の使用前検査合格日までの間、4号機工事計画に記載している3, 4号機共用設備を3号機で使用するための承認申請を行う。